門司 保税

オンライン保税研修

（内部監査人編）



令和８年10月

監視部保税地域監督官

本日の内容

１　自主管理制度

◆自主管理制度の沿革

◆基本的な考え方

２　内部監査について

◆内部監査とは

◆内部監査人について

◆監査手法と心構え

３　内部監査のポイント

◆搬出入管理・在庫管理・蔵置管理・記帳管理・通報体制、教育訓練

４　非違事例等

◆非違・指摘事項

５　税関からのお願い

1　自主管理制度



1　自主管理制度（沿革）

◆ 1971年以前

搬出入の際、**税関に届出が必要**

① 1971年　自主管理 の
　　トライアル的導入

② 1972年　**自主管理制度導入**

③ 1992年　CP整備の指導開始

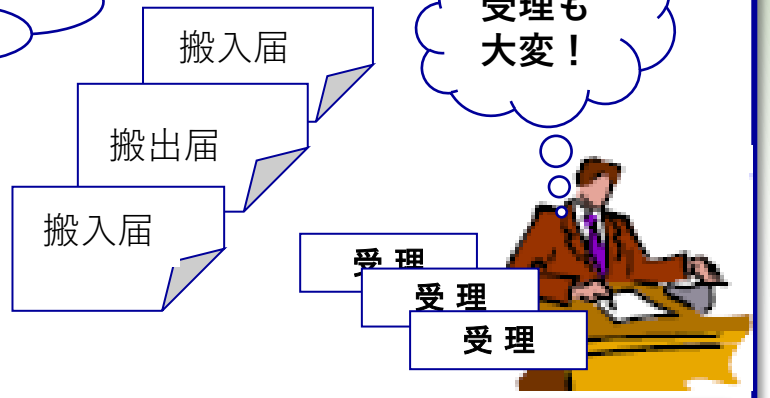
④ 1997年　**完全自主管理制に移行**

⑤ 2000年　CP整備を基本通達化

⑥ 2026年　**CPの内容を法定化（名称：保税業務規則）**



【倉主】



【税関】

直接管理

間接管理

税関は**許可時・許可期間更新時**の審査、**業務検査**、**保税取締り**を通じて間接的に管理

保税業務規則

令和８年度関税改正に伴い、令和８年６月１日から、これまでの保税地域の被許可者等に整備をお願いしていた社内管理規定（CP）に代えて、保税地域の業務について関税法その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項を規定した規則を定めることを関税法上義務付けることとしました。

1　自主管理制度①（基本的な考え方 ）

保税地域の健全な運営を確保し、国際物流のサプライチェーンの一翼を担う保税地域において
厳格な貨物管理を実現することで、国際物流の安全確保と円滑化の両立に寄与することを目的とする。

適正な貨物管理

税関
保税業務検査

個別の使命
保税行政上の秩序維持

両輪
相乗効果

貨物管理者
自主管理

個別の使命
サプライチェーンの最適化
↑
貨物セキュリティの確保

保税業務規則
関税法基本通達４３－２

- **法令を遵守するために必要な体制の整備**
- **業務の具体的内容及び手順並びに帳簿の作成及び保管**
- **税関への通報体制の整備**
- **教育訓練についての体制の整備**
- **評価・監査制度の整備**
- **懲罰に関する規定**
- **その他参考となるべき事項**

1　自主管理制度②（基本的な考え方 ）

門司 保税



倉主等 ⇒ 貨物管理者
⇒ 指定保税地域では「貨物を管理する者」
⇒ 許可保税地域では「被許可者」

【自主管理の基本的な考え方】

◇ 税関は倉主等が、
- 関税関係法規のルールを遵守するという信頼感を持ち、
- 保税地域内に搬出入される貨物及び蔵置される貨物の保税手続上の管理が倉主等によって自主的に的確に行われることを期待

◇ 倉主等は
自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続を自主的に処理

つまり、自主管理制度において、

◆倉主等は、上記の基本的な考え方及び保税業務規則に基づいて、
- 搬出入、取扱い等の外国貨物の管理を適正に行い、それらの事実を迅速、かつ、的確に記帳

◆**税関は、**事後又は臨時的において、
- 倉主等が**記帳した内容を点検し、保税業務規則に沿った貨物管理状況の的確性を確認（保税業務検査）**

２　内部監査について

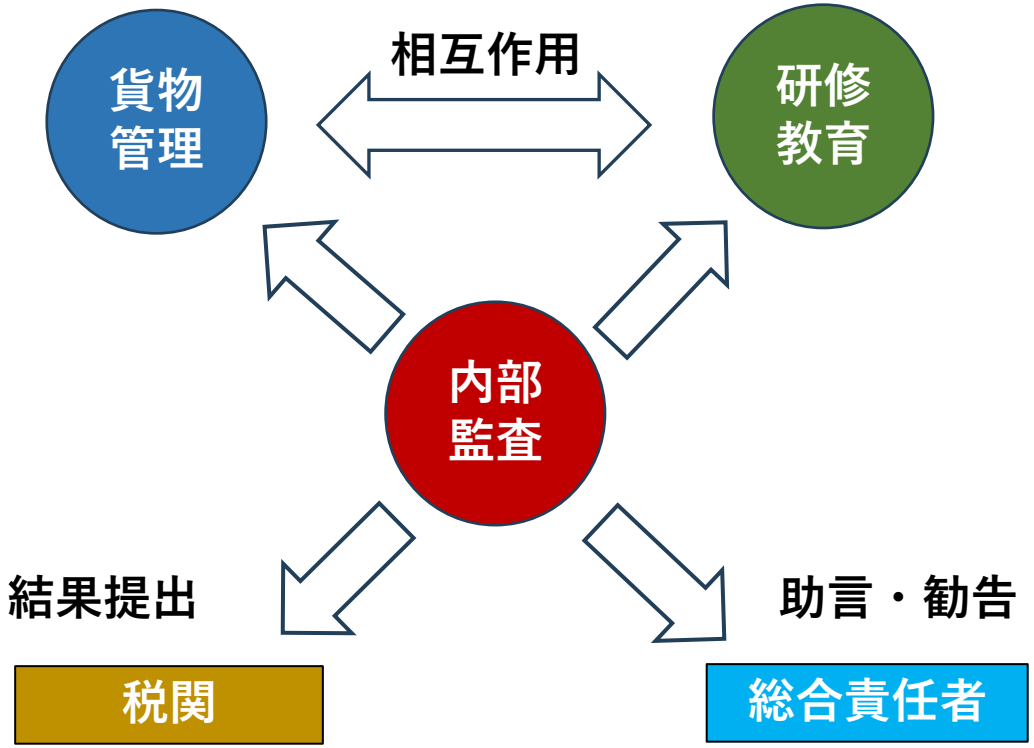
２　内部監査について①（内部監査とは）

・保税蔵置場等の被許可者における保税業務規則の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的な評価・監査制度を制定し、保税業務規則の実効性の評価改善のための勧告を行う。

・評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。
（関税法基本通達４３－２(５)）

保税制度における内部監査人の仕事

自社が「確実に保税制度を理解し、達成できる状況にあるのか」ということを合法性と効率性の観点から、公正、かつ、客観的な立場で評価し、その結果を責任者に報告するとともに、改善が必要と思われる事項について、助言・勧告を行うことになります。



２　内部監査について②（内部監査人について）

■望ましい内部監査人像

◆ **保税業務規則等により、権限付与（高い独立性）**
　他からの制約を受けることなく自由に、かつ、公正不偏な態度客観的に遂行。

◆ **保税業務に精通（十分な専門知識）**
　職責を果たすために、十分な知識、技能及び能力を有する必要。

◆ **関税法上役職等の限定規定なし**
　会社法等で言う監査役、会計監査人等である必要はない。



■基本通達上の規定

◆ **基本通達43－2（5）（評価・監査制度の整備に関する規定）**
　内部監査人による評価・監査を**原則、毎年実施し、その結果を税関**に提出。

◆ **基本通達34－9（保税業務を委託する場合の範囲）**
　総合責任者、貨物管理責任者、・・・、**内部監査人**は**被許可者の従業者**。

2　内部監査について③（監査手法と心構え）

門司　保税

■模範的な監査手法

◆監査計画の作成

・貨物管理の実態把握（貨物の種類、業務量、人員・勤務体制、台帳の種類等）

・保税業務規則履行状況の把握（保税業務規則の内容及び周知、教育訓練の内容・頻度等）

◆評価基準の作成

・ 効率的な監査のためのチェックリストの活用

◆監査結果の報告とフォローアップ

・総合責任者等の幹部への報告並びに税関への報告

・社内での**フォローアップ体制の確立**及び的確な**改善策等の提言**

【有効な監査方法の例】
複数の蔵置場を有している者が
事業所相互に監査を行うのは
有効な手段の一つです。

■監査人としての心構え

- ☛ **関税法等（記帳義務・倉主責任等）を良く理解しておく必要があります！**
- ☛ **客観的な視点で、馴れ合いではなく、毅然とした態度で臨みます！**
- ☛ **原則、担当者へのヒアリングを行い、質問は「はい」「いいえ」ではない具体的な回答を導きだします。**
- ☛ **NACCS業務は担当者に実施させ、迅速性や正確性で習熟度を確認します！**



NACCS：Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System（輸出入・港湾関連情報処理システム）の略。
入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関連行政機関に対する手続き 及び
関連する民間業務をオンラインで処理するシステム。保税を含む税関への各種申請等をオンラインで行うことができる。

３　内部監査のポイント



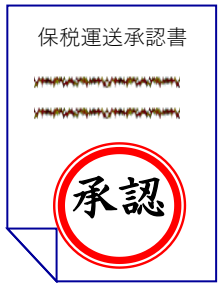
３　内部監査のポイント①（搬出入管理①）

■搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致していますか？

【確認方法（例示）】

・　搬入関係書類（保税運送承認書、ボートノート、送り状等）と貨物との対査確認は確実に行われているか？

・　搬出関係書類（輸出入許可書、保税運送承認書等）と貨物との対査確認は確実に行われているか？



担当者に、関係書類のどの箇所を見て対査確認しているかを聞くことも効果的です。



■搬出入した貨物の実態に即した適正な記帳が行われていますか？

【確認方法（例示）】

・　保税台帳への記帳やNACCSへの登録業務が保税業務規則に基づき、速やかに処理されているか。

・　保税台帳への記帳やNACCSへの登録業務の元となる書類は、確認書類として適切であることを確認！

担当者に、実際のＮＡＣＣＳ業務を行ってもらうことで習熟度の度合が分かり、効果的です！



３　内部監査のポイント②（搬出入管理②）

■保税業務規則と実際の搬出入手続きとは一致しているか？

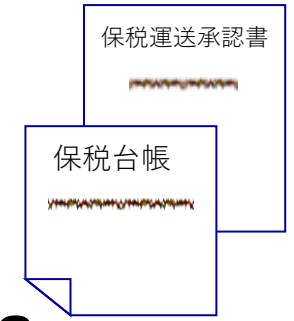
【確認方法（例示）】

- 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われているか？
- 責任者は、担当者が社内業務手順書等どおり手続きを行っているかを確認しているか？

・担当者が代わった後、不適切な処理に至る場合が多いので、前任担当者から後任者への引継ぎは確実に行う ことが肝要！



■搬出入の実態に即した適正な記帳を行うためにどのような措置を講じているか？また、その措置は効果的であるか？



【確認方法（例示）】

- 担当者に具体的な書類を提示させ、又は記帳を実施させて習熟度を判断！

■保税業務規則と実際の搬出入手続きを一致させるためにどの様な措置を講じているか？

【確認方法（例示）】

- 担当者に保税業務規則の内容を質問し、保税業務規則の保管場所や保税業務規則のどこにどのように記載しているかをヒアリングのうえ、保税業務規則の認識度を確認！

３　内部監査のポイント③（在庫管理）

門司 保税

■帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量が一致しているか？

現場における実在庫の確認が重要！

【確認方法（例示）】
- 貨物在庫状況照会（IWS）による在庫と現物在庫は一致しているか？（NACCS参加保税地域）
- 在庫記録簿等により、定期的に在庫確認を行っているか？資料は保存しているか？

■長期蔵置貨物について管理等が適正に行われているか？



【確認方法（例示）】
- 長期蔵置貨物の意味を理解しているか？
- 長期蔵置となった場合の税関手続は適正に行われているか？
- 蔵置期間等を定期的に管理する方策がとられているか？
- 蔵入承認（IS）の意味を理解しているか？

ＩＳ： Import for Storage（蔵入承認）保税蔵置場に外国貨物を入れた日から
３月を超えて 当該貨物を置こうとする場合には、税関長に申請し、
その承認を受けなければならない。

３　内部監査のポイント④（蔵置管理①）

■　保税地域エリア外の場所に貨物が蔵置されていないか？

【確認方法（例示）】

- 担当者及び委託先従業者が保税地域のエリアを認識しているか？
- 保税地域のエリアが明確に判る措置（表示、線引き等）がとられているか？
 （表示・線引き等が消えかけてないか？）

保税地域のエリアを把握しておらず、保税地域エリア外に外国貨物を移動させていた事案も過去に発生しているため、注意が必要！



■　貨物が適正に区分蔵置されているか？
また、貨物のはい付、さし札等が的確に励行されているか？

【確認方法（例示）】

- 輸出貨物と輸入貨物は区分して蔵置されているか？
- 貨物の表示（さし札）が分かり易く、なされているか？
- 危険品、高価品の保管状況は万全であるか？

「さし札」の記載内容が基本通達３４の２-６に規定された内容を充足しているか、現場確認を行うことが重要！

３　内部監査のポイント⑤（蔵置管理②）

■保税業務規則と実際の蔵置管理手続が一致しているか？

【確認方法（例示）】

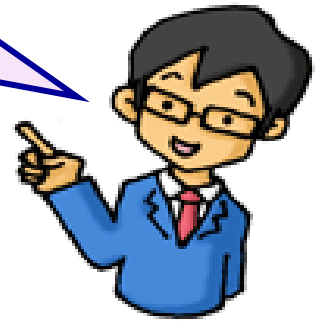
- 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われているか？
- 責任者は、担当者が保税業務規則どおり手続きを行っているかを確認しているか？

■保税業務規則に基づき外国貨物の亡失等を防止し、適正な保全を図るためにどの様な措置を講じているか。また、当該措置は効果的であるか？

- 施設の種類（建屋、野積場等）によって、保全体制は相違する場合があるので、不明な場合は、税関へ相談！
- 盗難は亡失に該当し、関税を納付する義務が生じるので注意が必要。

【確認ポイント（例示）】

- 施設面、人的配置の観点から、保全体制は十分か？
- 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われているか？
 （変更があった場合には税関に提出しているか？）
- 責任者は、担当者が保税業務規則等どおり手続きを行っているかを確認しているか？



３　内部監査のポイント⑥（記帳管理①）

■帳簿に必要事項が記載されているか？

【確認方法（例示）】
- 関税法施行令第29条の2に規定されている記帳項目が記載されているか？

≪NACCS民間管理資料による保税台帳の場合≫
- 配信データの担当者は、確認簿等を定め、取得忘れの防止に努めているか？
- 配信データの取出状況を責任者が定期的に確認しているか？
 また、保存データが保税業務規則に決められたとおりに保存されているかを確認しているか？
- マニュアル申告等、NACCS管理資料に反映されないものについて、
 マニュアル管理台帳の記帳管理は適正に行われているか？



☛ BIA（搬入確認登録）、BOC（搬出確認登録）等、各NACCS業務を的確に登録しないとNACCS管理資料に反映しない場合がありますので、貨物の動きに合わせて、適時・適切なNACCS業務を行っていただくようお願いします。

３　内部監査のポイント⑦（記帳管理②）

■　輸出入許可書、保税運送承認書等、又はその写しが整理･保存されているか？

関係文書は、保管している場所に赴き、必ず、現物を確認してください。



【確認方法（例示）】

- 必要な書類は保存されているか？また、保存期間は適切であるか？

■保税業務規則の記帳手続と一致しているか？

【確認方法（例示）】

- 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われているか？
- 責任者は、担当者が保税業務規則どおり手続きを行っているかを確認しているか？

■記帳の重要性



関税法では、貨物管理者に、貨物の搬出入及び取扱等の状況の事実を明確に記帳することを義務付けし、これによって、貨物の状況が明らかとなり、同法の予定する適正な貨物管理を 確保しうるものであり、**「自主管理の根幹」**となっている。

３　内部監査のポイント⑧（通報体制・教育訓練①）

■通報体制の履行状況は適正に行われているか？

休日における税関への通報先も忘れずに！



【確認方法（例示）】

- 税関、その他関係機関との連絡手順及び体制の更新は適切になされているか？
- 社内、業務委託先との連絡体制についての更新も適切になされているか？
- 責任者不在時の対応マニュアルが整備されているか？

■従業員（業務委託先を含む）に対する社内研修は実施されているか？また、その実施結果は責任者に報告されているか？

研修実施
報告書

【確認方法（例示）】

- 社内研修の実施結果を記録として保存しているか？
- 部外の研修会等への参加記録を残しているか？また、その内容が社内等で共有されているか？
- 関係法令や通達等の改正に伴い、保税業務規則等を遅滞なく改定しているか？
- 業務委託先の代表者が研修に参加している場合、委託先での二次研修が行われたことを確認しているか？

■貨物の入出庫・保管等について社内部門間の相互牽制・責任体制は十分であるか？

【確認方法（例示）】

・　部門間において、複数の当事者が互いに監視・チェックし合う体制となっているか？

■税関による業務検査又は内部監査時に受けた指導・指摘事項が社内全般に波及し、遵守されているか？

【確認方法（例示）】

・　始業・定例ミーティング等の機会を利用し、周知徹底が図られているか？



特に、税関による業務検査時の指摘・指示事項について、迅速かつ的確に改善されているか を確認！

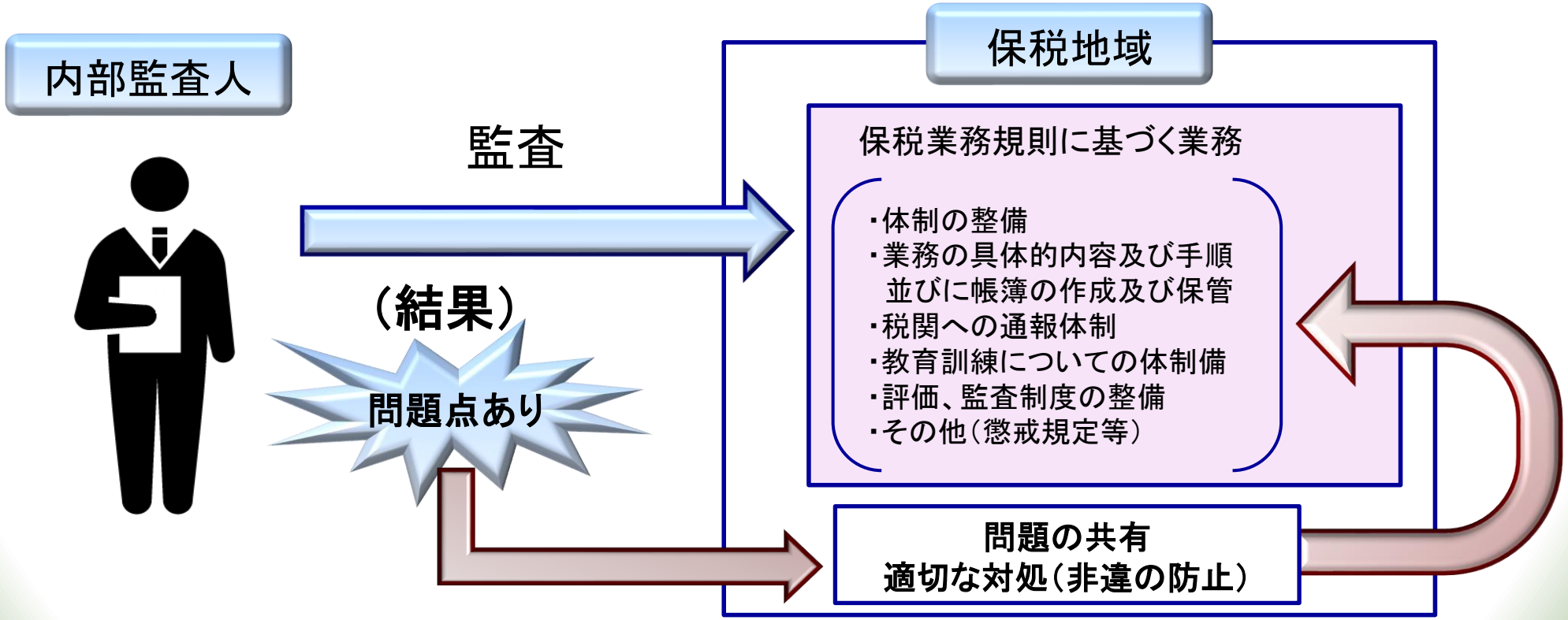
４　非違事例等



４　非違・指摘事項①（内部監査における指摘事項の改善確認）

◆ 内部監査後において、指摘事項や改善要求を放置した場合は、
貨物管理上、重大な事故（＝非違）が発生する可能性が高くなる。

◆ 指摘事項や改善要求は、各責任者及び保税担当者に直ぐに伝達して情報を共有し、
問題点を速やかに解消（＝非違の防止）するよう要求するとともに、検討された対応策を
内部監査人がきちんと確認することが大切！



４　非違・指摘事項②（非違発生の要因）

「非違」とは「法の規定に違反する行為」であり、具体的には

・禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと

・税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること

☑ ***人は間違いをします***。保税業務も例外ではありません。
実際、「非違」のほとんどはヒューマンエラー
具体的には、担当者における***「知識不足」「思い込み」「引継不十分」***
がほとんどです。 つまり、**基本動作の不徹底**が最大の要因です。

防止策

☛ 貨物管理の「要」である**「貨物管理責任者」** が各段階において、**適正かつ確実に関与すること**が重要！

☛ **充実した社内研修・教育を継続的に行う**ことが有効
（特に、業務委託がある場合、委託先も同様に）

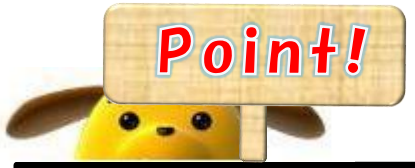
☛ **厳正な内部監査の実施**　が重要！

4　非違・指摘事項③（非違事例（記帳義務違反））

非違事例①　記帳義務違反	
態様	**内容**
記帳義務違反	**棚卸作業を行ったところ、輸入許可未済貨物を搬出していたことが判明した。搬出時に輸入許可書を確認していなかったことに起因する。 また、当該申し出の他、内容点検（貨物取扱い）の記帳を怠っていた事実も判明した。**

この非違事例にあるように**保税業務規則に規定された貨物管理と現実の手続きが乖離していると事故が発生する可能性が高くなります。**

保税業務規則は自社保税地域における外国貨物の取扱いを定めた大原則です。
保税業務担当職員全員が保税業務規則の内容を熟知している必要があります。



①事故を発生させないために保税業務規則が自社保税地域の貨物取扱いの作業手順に合っているか定期的に確認・見直しを行いましょう。
②保税業務規則を自社保税地域における保税業務担当者全員（委託業者も含む）に熟知させる。
③貨物管理責任者や保税担当者の作業を統一するため、誰でも作業内容がわかる作業手順書の作成が有効

４　非違・指摘事項④（非違事例（積み残し及び誤搬出）

非違事例②　積み残し及び誤搬出	
態様	**内容**
積み残し及び誤搬出	**現場責任者は、通関業者から、輸出申告前貨物の一部が航空貨物での輸出となったことから 抜き取るよう連絡を受けた。 現場責任者は担当者に対し、抜き取るべき貨物を指示したが、指示が不明確であったことから、担当者は指示のあった貨物と他の貨物と取り違えて抜き取ったため、積残し及び誤搬出となった。**

この非違事例は、連絡を受けた現場責任者と担当者間で意思疎通が上手くいかなかったため発生しました。 口頭による伝達方法だけでは聞き間違い等あるかもしれません。
また、忙しいと現場責任者に聞き返すことが出来ないかもしれません。
保税担当者と保税担当者（業務委託がある場合は、保税担当者と委託業者）、
保税担当者と各責任者との連絡体制の構築は、適正な貨物管理を行う上で非常に重要です。



適正な貨物管理を実施するためには、保税担当者と保税担当者（業務委託がある場合は、保税担当者と委託業者）、また、保税担当者と各責任者との連絡体制がきちんと構築されている必要性があります。 例えば、口頭での伝達の他に指示を記載したメモも渡す。必要に応じて責任者が指示した作業後、ダブルチェックを行う等相互の連絡体制の構築を図るようにして下さい。

非違事例③　収容能力増減等の届出義務違反及び記帳義務違反

態様	内容
・収容能力の増減等の届出義務違反 ・記帳義務違反	保税業務検査において、保税地域の一部を賃貸借契約により 他社に貸し出し、減坪届の提出を怠った。 また、インボイスに記載のない貨物について 記帳を怠ったことによる。

保税地域において、許可申請書類や増減坪届等に基づき 外国貨物の蔵置出来る保税エリアが決められております。

保税エリアは外国貨物を取扱う区域として税関が認めているエリアですので、この非違事例のように　**第三者に内国貨物であろうと貨物を取扱う場所として認めている場所ではありません。**

また、搬入時、インボイスに記載のない貨物は、数量オーバーできちんと搬入処理し、不明な貨物については荷主等に確認することが重要です。



①税関に届出ている保税エリアを常に把握し、保税エリアに変更が発生する場合は**事前に**保税部門に相談する。
②インボイスに記載のない貨物は数量オーバーで搬入し、詳細不明な貨物であれば荷主等にきちんと確認を取る。

4　非違・指摘事項⑥（無許可他所蔵置）

非違事例④　無許可他所蔵置	
態様	**内容**
無許可他所蔵置	**保税エリアとフェンスを隔てて隣接する保税エリア未許可部分に、他所蔵置許可を受けることなく、輸入許可未済の外国貨物を蔵置していた。**

この非違事例は、担当者の知識不足によるところが大きいですが、

外国貨物は決められた保税エリア以外に 一時的であっても置くことは出来ません。

このような非違が起きない様、保税業務担当者は自社保税地域の保税エリアを常に把握しておくとともに、第三者が見ても保税エリアが判別出来る様、ラインを引く、間仕切りをする等して明確に保税エリアと他エリアを区画分けすることが重要です。

もし、繁忙期等で貨物量が増加する見込みがある場合は、事前に「貨物収容能力増減等の届」を管轄税関の保税部門に提出する必要があります。



①保税地域の責任者及び保税担当者の全員が、「外国貨物は決められた保税エリア以外に一時的であっても置くことは出来ない」ことをきちんと意識するよう周知する。

②保税地域の責任者等は、自社保税地域の貨物許容量をきちんと把握し、繁忙期等で貨物の増大が見込まれる場合は、事前に管轄の保税部門に相談する。

５　税関からのお願い

５　税関からのお願い



税関は
☛テロ水際対策の強化
☛覚醒剤等密輸阻止
に全力で取り組んでいます！

些細なことでも構いません。
皆様からの情報提供を
お待ちしております！



ご清聴ありがとうございました



カスタムくん